**過誤調整手続の流れ**

１　過誤調整の実施の指導【市→事業者】

　市は、運営指導等の結果通知で、事業者に過誤調整の実施を指導

２　過誤調整の申立て【事業者→市】

　事業者は、下記の（１）と（２）のいずれかの方法で市に過誤調整を申立てる

（１）通常過誤の場合

　　「介護給付費明細書過誤返戻依頼書」を介護保険課介護給付係へ提出

（２）同月過誤の場合の提出書類

　　「介護給付費明細書同月過誤返戻依頼書」を介護保険課介護給付係へ提出

* 同月過誤を行う場合は、事前に介護給付係（TEL21-5560）へ相談してください。

　　☆必要に応じて、市は事業者に補正等を指導する場合があります。

**↓**

３　過誤調整の申立てを行った旨の報告【事業者→市】

　事業者は、「改善結果報告書」を福祉監査室事業所係へ提出

* 運営指導等の結果通知を受理した日から２カ月以内に提出
* 他の指摘事項に係る改善についても併せて報告すること

**↓**

４　返還完了の報告【事業者→市】

「過誤調整に係る返還完了報告書」に下記の資料を添付して、福祉監査室事業所係へ提出

* 添付資料
* 介護給付費過誤決定通知書
* 介護給付費請求一覧表（再請求の場合）
* 利用者の領収書等の写し
* 返還報告書には、調整による返還額を記入してください。